

商工観光労働企業委員会会議記録

商工観光労働企業委員長 小川 克己

1 日 時

令和8年3月18日（水） 午後1時00分から
午後3時04分まで

2 場 所

第6委員会室

3 出席した委員の氏名

小川克己、宮成公一郎、志村学、御手洗朋宏、堤栄三、三浦由紀

4 欠席した委員の氏名

後藤慎太郎

5 出席した委員外議員の氏名

澤田友広

6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工観光労働部長 小田切未来、労働委員会事務局長 一丸淳司
企業局長 渡辺淳一 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- （1）第5号議案、第12号議案及び第31号議案については、可決すべきものと全会一致をもって、第1号議案のうち本委員会関係部分、第13号議案及び第32号議案については、可決すべきものと賛成多数をもって決定した。
- （2）第17号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって、第19号議案については可決すべきものと総務企画委員会に回答することに賛成多数をもって決定した。
- （3）おおいた産業活力創造戦略2026の策定（案）について、大分県宿泊税について、観光誘致の状況について、令和7年の不当労働行為事件の審査等の実施状況について及び経営戦略アクションプランの見直し（成案）について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主査 坂口泰弘
政策調査課政策法務班 副主幹 油布陽一郎

商工観光労働企業委員会次第

日時：令和8年3月18日（水）13：00～

場所：第6委員会室

1 開 会

2 企業局関係

13：00～13：40

（1）合い議案件の審査

第 17号議案 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について
（付託委員会：総務企画委員会）

（2）付託案件の審査

第 12号議案 令和8年度大分県電気事業会計予算
第 13号議案 令和8年度大分県工業用水道事業会計予算

（3）諸般の報告

①経営戦略アクションプランの見直し（成案）について

（4）その他

3 労働委員会関係

13：40～14：10

（1）付託案件の審査

第 1号議案 令和8年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

（2）諸般の報告

①令和7年の不当労働行為事件の審査等の実施状況について

（3）その他

4 商工観光労働部関係

14：10～15：55

（1）合い議案件の審査

第 19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
（付託委員会：総務企画委員会）

（2）付託案件の審査

第 1号議案 令和8年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
第 5号議案 令和8年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算
第 31号議案 大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金
条例の廃止について
第 32号議案 大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の
一部改正について

（3）諸般の報告

①おおいた産業活力創造戦略2026の策定（案）について
②大分県宿泊税について
③観光誘致の状況について

（4）その他

5 協議事項
(1) その他

15:55～16:05

6 閉 会

会議の結果

小川委員長 ただいまから、商工観光労働企業委員会を開きます。

審査の都合上、予算特別委員会の分科会も併せて行うので、御了承願います。

本日は都合により、後藤委員が欠席しております。

また、委員外議員として澤田議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員の皆様に申し上げます。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案6件、総務企画委員会から合い議のあった議案2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより企業局関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査に入ります。

第17号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

三好総務課長 第17号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について御説明します。

議案書では199ページから201ページになりますが、説明はお手元のタブレットの資料で行います。

資料の1ページをお開きください。タブレット画面右下に青い通知が出ましたらタッチをお願いします。

最初に1改正理由ですが、職員一人一人のワーク・ライフ・バランスの推進及び職場の魅力向上を図るため、職員が個々の事情に応じて柔軟に働くことを可能とするフレックスタイム制度の導入にあたり、勤務時間の単位等について改正するものです。

まず、フレックスタイム制度の概要ですが、

制度イメージに記載のとおり、これまでの一般的な勤務時間は8時30分から17時15分までとされているところ、10時から15時までを必ず勤務するコアタイムとしながら、7時から22時までの間でフレキシブルに設定できることとしています。

続いて、2主な改正内容ですが、下の表を御覧ください。第15条第1項にて、職員の勤務時間はこれまで1週間当たり38時間45分とされているところ、右に記載のとおり4週間を超えない期間につきとの文言を追加することで、1週間当たり平均で38時間45分、つまり4週間当たり155時間でよいとするものです。

また、第6項を新設し、土曜日、日曜日のほかに勤務時間を割り振らない日、いわゆる週休3日を設けることができるようにしています。その他、第9項を新設し、土日に勤務した場合と同様、勤務時間を割り振らない日に勤務した場合、他の勤務日と振り替えて休むことができるようにします。

3施行期日ですが、本年4月1日としております。

最後に、2ページをお開きください。今回改正される条例の一覧です。

このうち、表の5番に記載している条例が企業局の所管であり、勤務時間を割り振らない日に勤務した場合に時間外勤務手当や管理職員特別勤務手当を支給できるよう規定を整備するものです。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 どうもお疲れ様。

この条例改正そのものはいいいんだけれども、結局、労働時間の管理、つまり夜、早い話が10時までオーケーですよと、1週間当たりの時間を設ければいいわけなんだけれども、その管理はどういう形にする。1週間当たりの時間が決まっておれば、上司がどういう形で、もう時

間だから帰りよとか、管理の方法はどうされる。

三好総務課長 この制度については、4週間当たりの期間を、あらかじめ年度当初に示すような形にしておりまして、その4週間当たり155時間という形で職員が制度にのっとって勤務時間を設定できるようになっておりますが、具体的には職員の申告でございますけれども、1週間前までに4週間分の155時間、どう勤務するかというのを上司に提出をして、具体的にはエクセル表でございますけれども、そういったものを管理者が管理して、勤務時間の管理をする形を取る予定でございます。

堤委員 そうじゃなくて管理。1週間当たりの時間で出すやろ。そうすると、仮に10時までになっている場合、10時過ぎないように、管理をきちっとせないかんわけやな。上司がちゃんとそこら辺認識しとかないかんわけや、それぞれの班の方々の。そういう管理は大丈夫なの。じゃないと、結果、時間が延長されて働いてしまう可能性もあるわけだな。こういうふうに決めたとしてもよ。だから、そこら辺の管理をどういう形にするんですか。

三好総務課長 管理については、今、職員一人一人にパソコンが配備されておりますけれども、そこで退庁時間とかは把握ができるような形になっております。

堤委員 じゃあ、あれかね、個人責任になっちゃんわけかえ。自分でこういうふうに決めました、パソコン切りました、それを結局自分で申告するわけやろ、パソコン上で。申告っていったらおかしいんやけど、切る時間をな。

僕が言いたいのは、長時間にわたって勤務をしないようにこういうのは入れているわけだから、その1日当たりの働く時間の管理を上司がどういう形で見守って、この時間になったからもう残業駄目よ、とかいうふうに言うのか聞いているわけ。ごめん、意味分からんかな。

渡辺企業局長 基本的に勤務時間管理システムという形で、今までも時間外勤務については、パソコンのオン・オフで時間が分かるという形にはなるんですが、今の県職員の仕事、基本的にはパソコン使わないですということはありません。

せんので、概ねイコールで、残業時間もそれで見れると。ただ、もうその運用の中で、今度はフレックスで、正規の時間が長くなっている、場合によっては、それからまた時間外勤務があると。それをしっかりシステムで、ちゃんと所属長に全部フィードバックするようにしていますので、それで管理をしていくという形になります。

健康面とかについては、当然本人の顔も見ながら、もうその時間にちゃんと帰ったのかとかいうことはフォローしていきながらやっていくと。そういうやり方をしていくようになるというふうに思っております。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分は原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。第12号議案令和8年度大分県電気事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

三好総務課長 第12号議案令和8年度大分県電気事業会計予算について説明します。議案書では107ページから151ページになりますが、説明はお手元のタブレットの資料で行います。

資料の3ページ、第12号議案令和8年度大分県電気事業会計予算の概要を御覧ください。

資料左側の3収益的収支を御覧ください。予算特別委員会でも御説明しましたが、表の一番下の収支差額（B）－（A）は1億1,043

万5千円を見込んでいます。また、欄外に記載のとおり、税抜の純利益はマイナス2億3,843万8千円を見込んでいます。

続いて、右側の4資本的収支を御覧ください。

表の下から3行目の収支差額(B)－(A)はマイナス16億591万7千円となりますが、その下の補てん財源に記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金等によって補填することとしております。

続いて、5ページを御覧ください。

令和8年度大分県電気事業会計予算の重点事業について御説明します。表の左側、電気事業会計を御覧ください。

1発電所リニューアルの推進では、予算特別委員会にて説明した芹川第一・第二発電所のほかにも、佐伯市宇目の桑原発電所についても早期の運転再開を目指し、リニューアル工事を進めていきます。

次に、3その他、施設の適切な修繕・改良工事等の実施については、令和7年度から実施している芹川送電線鉄塔改良(第一工区)工事等を進め、必要な修繕・改良工事等を進めていきます。

一番下の4地域貢献、県政貢献では、一般会計への繰出しとして、令和7年度と同額の7千万円を予定しております。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別に質疑もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第13号議案令和8年度大分県工業用水道事業会計予算について、執行部の説明を求

めます。

三好総務課長 第13号議案令和8年度大分県工業用水道事業会計予算について説明します。議案書では、152ページから195ページにかけて記載しています。

資料の4ページ、第13号議案令和8年度大分県工業用水道事業会計予算の概要を御覧ください。

左側の3収益的収支を御覧ください。表の一番下、収支差額(B)－(A)はマイナス5億1,878万9千円を見込んでいます。また、欄外に記載のとおり、税抜の純利益はマイナス6億5,528万3千円を見込んでいます。

続いて、右側の表4資本的収支を御覧ください。表の下から2行目の収支差額(B)－(A)はマイナス1億5,331万3千円となりますが、その下の補てん財源に記載のとおり、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額によって補填することとしております。

次に、5ページを御覧ください。

令和8年度の工業用水道事業会計予算の重点事業について説明します。

表の右側、工業用水道事業会計を御覧ください。1給水ネットワークを用いた隧道点検及び補修では、給水ネットワークを活用し、ユーザー企業への安定給水を確保しつつ、判田・小池原線の点検を実施し、工業用水の安定供給を図ります。

次に、3浄水場の老朽化対策、老朽化管路の更新についてです。大津留浄水場は給水開始から66年経過しており、老朽化に加え、近年の激甚化する自然災害に対して被災時の供給継続能力が不足していることが見込まれています。そのため、令和8年度から大津留浄水場老朽化対策事業を行い、構造・機能的な課題解決に向けた準備を進めます。

一番下の5地域貢献、県政貢献では、環境保全活動等への助成を引き続き行っていきます。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 環境保全活動等への助成200万円、

これ、毎回あったのかな。

三好総務課長 例年実施しているものでございます。

堤委員 具体的にその保全活動等の助成で、どういう事業に助成してきたの。

三好総務課長 河川の環境整備やごみの収集など、地域の活動に対して助成をしているものでございます。

堤委員 それは企業局から直接、環境保全活動団体に助成しているうちゅうことなんだよね。県も河川リバーサイド事業か、県の河川課のやつもあるんだけど、それはボランティアで基本的に草刈りとかをしてもらって、ガソリンとかそういうだけの助成をしているんやけれども、これはそれとは違って直接現金でしているの。

三好総務課長 この事業については、直接企業局から団体に助成しているものでございます。

堤委員 これは大野川の下流がメインということやな。それ以外の川じゃなくて、工業用水の取水しているところの整備うちゅうことやな。（「そうです」と言う者あり）はい、分かりました。

御手洗委員 第13号議案の4ページの3番の収益的収支の支出の中に動力費という項目があるんですけども、私詳しく分かりませんが、水道なんで、動力となるとポンプを動かすのかなと思うんですけども、そうすると燃料が多分必要じゃないかなと思いますけれども、今ちょっとイラン情勢で状況が不透明なんですけれども、今後、もし、そこが高騰とかしたときの対応はどういうふうに考えているんでしょうか。

三好総務課長 委員が言われますように、動力費についてはポンプの電気代になります。この予算に計上している中でございますが、過去の実績を具体的には令和4年から4、5、6の3か年で一番高騰したといいますか、高かった時期の動力費に12月を掛けるような形にしております。令和4年がかなり電気代が高騰している時期でございまして、今の予想ですと、恐らく予算額で収まるのかなと見込んでいるところでございます。

御手洗委員 そうなると一番いいんですけども、もし万が一のことが起きた場合には、料金自体に跳ね返るとかいう組立てはあるんでしょうか。

三好総務課長 燃料費が高騰いたしましても、料金の方にそれが反映するところまでは見込んでいないといいますか、考えていないところでございます。（「ありがとうございます」と言う者あり）

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

堤委員 異議いたします。

前から言っているんやけど、工水事業、1期、2期、3期の料金体系にしているわね。最高でも10万円やったかな、そういうふうな形でしているんだけど、もう少し上げるという方向とか、例えばよ、船舶に工業用水から給水して転売しているっていうふうな状況、いろんな問題がやっぱりあるわけやな。そういう点からすると、工業用水道事業会計というのは、やはり根本からもう一遍見直しすべきじゃないかと。水利権の問題もありますから、そういう立場から反対いたします。

小川委員長 御異議があるので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

小川委員長 挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。①について報告を

お願いします。

三好総務課長 今年度で計画期間を満了する大分県企業局経営戦略アクションプランの見直しについて御説明します。

6 ページをお開きください。

上段の1 概要を御覧ください。計画の策定趣旨としては、大分県企業局経営戦略に掲げる経営理念、大分の豊かな水を活かし、地域を支えるを実現するため、三つの戦略の柱を定め、それぞれの施策の具体的な取組を明示するものです。

今回の見直しでは、大分県企業局経営戦略の残りの計画期間に合わせて、現行のアクションプランを2 年間延長するため、計画期間を令和8 年度から令和9 年度にかけての2 年間、構成・項目については、現行どおりとしています。

下の表には、経営戦略に基づいた推進施策ごとに目標指標を設定しています。基本的には前回御説明した素案の内容と相違ありませんが、主な見直し内容について改めて御説明します。

7 ページを御覧ください。

まず、戦略の柱Ⅰの共通事項（1）環境変化に対応できる組織運営・人材育成においては、人材育成施策として、限られた人的資源で効率的・効果的な経営を実現するため、企業局人材育成基本方針、企業局技術専門研修実施要領、企業局技術専門研修ロードマップを見直し、技術職員の育成に力を入れます。また、昨今の人材不足といった状況を踏まえ、採用方法の検討に加え、大学等へのリクルート活動やSNS等を活用した広報活動、インターンシップなど、人材確保に向けた取組を強化していきます。

次に、戦略の柱Ⅱの電気事業（1）発電所リニューアルの推進では、芹川第一発電所及び芹川第二発電所は令和10 年度、桑原発電所は令和11 年度の営業運転開始を目指し、着実にリニューアル工事を進めていきます。

工業用水道事業（3）浄水場の老朽化対策、老朽化管路の更新では、大津留浄水場の老朽化対策とともに、埋設管路についても計画的に補修・更新を行っていきます。

最後に、戦略の柱Ⅲの共通事項（2）県政貢

献では、電気事業から一般会計への繰出しについて新たな目標を設定し、計画的に繰り出していきます。

続いて、投資・財政計画について御説明します。まず、推計の考え方ですが、令和6 年度は決算額、令和7 年度は当初予算額を計上し、令和8 年度、令和9 年度については、当初予算見込額を計上しています。また、近年の賃上げや物価高騰に伴う経費の増嵩を考慮し、対象経費に6 %の物価上昇を見込んで計上しています。なお、総費用のうち、修繕費など毎年度の実施計画に基づいて生じる経費については、各年度の予定額を計上しています。

左側の電気事業のグラフを御覧ください。現在進めている発電所のリニューアルに伴い、既存設備の撤去工事費等を特別損失として計上するため、赤色の折れ線グラフのとおり、令和8 年度は2 億3,900 万円の赤字、また令和9 年度は3,800 万円の黒字となる見込みです。令和10 年度以降は、芹川第一発電所及び第二発電所のリニューアル完了により営業運転が再開され、収支は回復に向かう見込みです。

次に、右側の工業用水道事業については、給水ネットワークを用いた隧道点検や水管橋塗装工事等に伴い、委託費、動力費、修繕費等の支出や特別損失が増加するため、赤色の折れ線グラフのとおり、令和8 年度は6 億5,500 万円、令和9 年度は6 億9,900 万円の赤字を見込んでいます。

令和10 年度以降も、老朽化した施設の補修や更新等により、厳しい収支状況が続くと見込まれますが、コスト管理の徹底などを通じて、収支の改善に努めていきます。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

宮成副委員長 すみません、1 点教えてください。経営の見通しが、前期の方もこの数年間厳しいと思うんですけれども、一般会計の繰出しを7 千万円継続するという、その基本的な考え方というのを、これまでの経緯があるのかもしれませんが教えてください。

三好総務課長 一般会計繰出金については、以前の決算、過去の決算で地域振興積立金っていう形で、毎年一定額、一般会計の方に繰り出しているところでごさいます。ただ、8年度赤字ということで、経営状況は厳しいというところもあります。そういった地域振興積立金で毎年繰り出すという基本的な考えで積み立てたものがございまして、当初の目的どおり繰り出しているという状況でございます。

宮成副委員長 繰出しが経営に影響しないということだと思えます。積立金ってちなみにどれくらいあるのかを教えてくださいというのは。

三好総務課長 すみません、手元にちょっと資料がないんですが、およそ3億円程度は残っていたかと思えます。

小川委員長 いいですか。

宮成副委員長 はい、概数で結構でした。ありがとうございました。

小川委員長 それでは、また後で正確な数字は副委員長にお知らせください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別にないので、これをもって企業局関係の審査を終わりますが、ここで一言、私から御礼を申し上げます。

〔小川委員長挨拶〕

〔渡辺企業局長挨拶〕

小川委員長 ありがとうございました。

これをもって企業局関係の審査を終わります。執行部の皆さんはお疲れ様でした。

執行部が入れ替わるので、少々お待ちください。

〔企業局退室、労働委員会事務局入室〕

小川委員長 これより、労働委員会関係の審査に入ります。

本日は都合により、後藤委員が欠席しております。

また、委員外議員として澤田議員に出席いただいています。

初めに、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和8年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

一丸労働委員会事務局長 労働委員会の令和8年度当初予算案について御説明申し上げます。Side Books（サイドブックス）のページ通知機能を使用しますので、タブレット画面右下に青い通知が出たらタッチしてください。

2ページをご覧ください。

こちらは、令和8年度商工観光労働部・労働委員会予算概要の労働委員会関係を抜粋したものです。労働委員会の令和8年度当初予算は、表の左から2列目、8年度予算額（A）覧の一番下の合計欄にあるように、委員会費と事務局費を合わせて1億127万7千円となっています。

次に、4ページをお開きください。

まず、委員会費については、表の左から2列目、令和8年度当初予算額欄の一番下の目計欄にあるように1,659万5千円となっています。

その内訳ですが、表の一番左の事業名欄一番上の委員報酬1,177万5千円は、労働委員15名分の総会への出席などに係る報酬です。

その下の委員会運営費482万円は、全国会議や中央研修会等への出席に要する委員旅費など、委員会の運営に要する経費です。

次の5ページをお開きください。

事務局費については、表の左から2列目の一番下の目計欄にあるように8,468万2千円となっています。

その内訳ですが、事業名欄一番上の給与費7,309万円は、事務局職員8人分の給料や共済

費等です。その下の運営費1, 159万2千円は、会計年度任用職員の報酬や印刷消耗費など、事務局の運営に要する経費です。

私からの説明は以上です。御審査のほど、よろしく願います。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 委員報酬が若干上がっていますよね。これは単価が上がったのか、それとも回数が増えたのか、ちょっとそこら辺を教えてください。

平山調整審査課長 委員報酬についてのお尋ねですけれども、二つ要因がございます。本定例会で条例案を出しておりますけれども、委員の報酬の改定があります。それを試算しますと約41万円ほど。もう一つが日数の見直しというのか、委員が出席をする回数が増えるという要因がございます。来年度は九州ブロックの総会が大分県で開催されます。開催県の委員は全員御参加いただくことになっておりますので、その回数と、あと、後ほど説明いたしますけれども、令和7年度はあっせんの回数が増えておりますので、その実績を踏まえて日数を少し昨年度より増やして予算を計上しているところでございます。（「はい、分かりました」と言う者あり）

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、これで質疑を終わります。なお、本案の採決は、商工観光労働部関係の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。①について報告をお願いします。

一丸労働委員会事務局長 資料の6ページをお開きください。

令和7年中に当労働委員会において取り扱った不当労働行為事件の審査等の実施状況について御報告します。

初めに、1不当労働行為事件の審査については、取扱いがありませんでした。

次に、2労働争議の調整等についてですが、（1）労働争議（集団的労使紛争）の調整（あっせん）が3件でした。その内訳として、終結区分が解決となったものが1件、打切りとなったものが1件、令和8年に繰越しとなったものが1件ありましたが、つい先日、打切りで終結しました。

いずれも、労働組合と使用者間のトラブル等について、当事者間の話し合いで解決を図るあっせんでした。このうち、特徴的な事件について1件、その概要を御報告します。

7ページをお開きください。

左端の番号欄2の事件です。表の中ほどの欄、調整事項、申請概要及びあっせん結果を御覧ください。

申請者は、令和5年設立の企業内労働組合であり、設立以降、職場環境改善のため団体交渉を重ねてきましたが、労使間合意が成立しなかったことから、あっせん申請がありました。

あっせんの調整事項は、①時間外勤務の未払賃金の支払、②皆勤手当の職種間格差の是正、③決算書の開示でした。

調整結果については、3あっせん結果にあるように、第1回あっせんでは、申請者の希望により時間外勤務の未払賃金の支払について重点的に話し合ったところ、被申請者が解決に向けた意思を示したことから、第2回あっせんの実施を決定しました。

第2回あっせん実施までの間に、労使間で自主交渉が行われ、これまでの時間外勤務の未払賃金の精算として、申請者組合員の毎月給料月額に労使間で合意した金額を加算すること及び36協定を締結することについて労使間合意がなされたところです。

第2回あっせんでは、自主交渉での合意内容を双方が確認した後、申請者から就業規則を改正する際には労働組合と協議すること及び決算書の開示について要求がされました。

第2回あっせんの結果、決算書の開示については労使間で合意が成立しませんでした。

それ以外の部分で、これまでの話合いで労使双方で合意した内容について協定書を締結し、事件は解決で終結しました。

次に、9ページをお開きください。

(2) 個別労働関係紛争のあっせんについてです。

これは、労働者個人と使用者間のトラブルについて、同じくあっせんにより解決を図るもので、令和7年の取扱い件数は5件でした。

その内訳として、終結区分が解決となったものが2件、打ち切りとなったものが2件、取下げとなったものが1件です。

こちらについても、特徴的な事件について1件、その概要を御報告します。

左端の番号欄1の事件です。表の中ほどの欄あっせん事項、申請概要及びあっせん結果を御覧ください。

申請者は、直属の上司から解雇する旨を告げられたため、当該上司に対して解雇理由通知書を交付するよう求めましたが、交付されないまま1か月後に解雇理由通知書は出せない旨の回答を受けました。そこで、申請者が本社に問い合わせたところ、当該上司には人事権限がないため解雇にはなっていないものの、申請者はシフトが組まれていないことから、出勤していないので給与は支払わないと説明を受けたと主張して、解決金の支払をあっせん事項とする申請がありました。

あっせん結果は、被申請者側も和解に向けて一定の解決金を支払う意思を示したものの、当初は双方の主張する解決金の金額の隔たりが大きく、歩み寄りの姿勢が見られなかったため、調整が難航したところです。

そこで、あっせん員が双方に対して粘り強く説得を続けたことで、双方の歩み寄りを引き出し、解決金に折り合いがついたことから、最終的に協定書を締結し、事件は解決で終結しました。

概要については以上です。なお、今般、令和7年版の大分県労働委員会会報を作成しました。今ほど御説明した事件も含め、令和7年中の当労働委員会の取扱事件や相談等の状況をまとめ

たものです。お手元のタブレットに資料として格納していますので、後ほど、御覧いただければと思います。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

三浦委員 すみません、純粋な疑問。三六協定っちゃ何ですか。

一丸労働委員会事務局長 非常に簡単に申し上げますと、通常ですと週40時間、労働時間がありまして、それを超えて労働をさせようとすると、この協定がないと基本的にできないということで、労使合意の下で労働基準監督署に届出が必要です。ここはそれがないまま超勤があったところで、実際ほかの会社でもそういうことがあるのかと思いますけれども、ここはちゃんと是正されたということでございます。

三浦委員 それが三六協定っちゅうんですか。

(「はい」と言う者あり) 分かりました。ありがとうございます。

志村委員 外国人の雇用された方々のこういう争議っていうのは現実的には起こっているんですか。その対応はどういうふうにしているんですかね。

一丸労働委員会事務局長 今のところ本県ではないんですけれども、他県の状況を聞きますと、研修で来られた方と使用者の間でのトラブルが起きて、不当労働行為事件に発展したというケースは聞き及んでおります。

志村委員 そのときは、この労働委員会が出ていくわけですか。

一丸労働委員会事務局長 解決を求めて申請をいただければ。今申し上げたのは不当労働行為事件ということで、あっせんとはちょっと違うんですけれども、もっと証拠調べをきちんとして、裁判の判決に似たようなことまでやります。命令書を出すということになるんですけれども、さきほどの案件は途中で双方和解、解決したと聞いております。

志村委員 めったにないことだと思いますけれども、外国人の方々も日本で働く場合にこういう制度があるよということは、やはり通知する

ということも大事なこともかもしれませんね。そういう時代に入ってくると思いますので、よく御協議をいただきたいと思います。

堤委員 どうもお疲れ様です。

今のあっせんの状況というのは、ちょっと話を聞いていたら、結局、企業側として労働法規を知らない。だって三六協定なくそのまま残業させるなんて、普通であればもう法律違反なわけなんだけれども。3万2千社あるじゃないですか、大分県内でね。商工観光労働部として500社訪問とかをするでしょう。本来だとそういう中で労働法規のこともきちっと話をして、あっせんが問題になったときに労働委員会が出張ってくるわけだから、それがいいような方向でいくのが一番ベストですからね。労働委員会、商工観光労働部と協議しているんでしょうけれども、そういう点で、話をしていただきたいなというのもありますので、よろしく願いいたします。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別にないので、これをもって労働委員会関係の審査を終わりますが、ここで一言、私から御礼を申し上げます。

〔小川委員長挨拶〕

〔一丸労働委員会事務局長挨拶〕

小川委員長 ありがとうございました。

これをもって労働委員会関係の審査を終わります。執行部の皆さんはお疲れ様でした。

執行部が入れ替わるので、少々お待ちください。

〔労働委員会事務局退室、商工観光労働部入室〕

小川委員長 これより商工観光労働部関係の審査に入ります。本日は、都合により後藤委員が欠席しております。

また、委員外議員として澤田議員に出席いただいています。

初めに、合い議案件の審査に入ります。

第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

小田切商工観光労働部長 商工観光労働部長の小田切です。皆様におかれましては、商工観光労働行政をはじめ県政の諸課題に対し、日頃より御尽力をいただきましてありがとうございます。

本日は合い議案件1件、付託案件4件、諸般の報告を3件しますので、よろしくお願いします。

早速ですが、担当所属長から順次御説明します。

工藤工業振興課長 それでは、合い議案件第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について御説明します。

資料2ページを御覧ください。

今回の条例の一部改正のうち、商工観光労働部所管の使用料及び手数料の内容について御説明します。

まず、1改正の背景を御覧ください。昨今の人件費及び物価の上昇に伴い、行政サービスの提供に必要な経費が増加していることから、全ての使用料・手数料の一斉検証を行いました。

次に、2の内容と結果を御覧ください。その結果、障がい者や母子・父子家庭の者などの福祉施設の利用料を無料にするなど一定の配慮をした上で、411件の使用料及び手数料を改定したいと考えています。以下、商工観光労働部関係の主な改定内容を御説明します。

3主な改正内容を御覧ください。使用料については、大分職業訓練センターにおける研修室等の1時間当たりの使用料を、例えば、201研修室は310円を330円に、視聴覚室は420円を430円に、実習室は630円を66

0円に改正します。

次に、手数料については、産業科学関係事務の75項目のうち64項目を改正します。

主なものとして、分析試験加工手数料のしょうゆJAS格付用検査を1成分当たり1,200円から1,300円に、ノギスなどのスモールツールの精度測定を1件当たり1,450円から1,550円に、三次元測定機による測定を1件当たり3,600円から3,800円に改正します。

また、計量関係事務は88項目のうち6項目を改正します。例えば、装置検査手数料は1個当たり700円から740円に、検定手数料のタクシーメーターは、1個当たり550円から590円に改正します。

なお、改定後の単価で令和6年度実績件数を積算した結果、影響額は約43万4千円となっています。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別に質疑もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

堤委員 やっぱり物価高騰の中で値上げをするということは、一理分からんでもないんやけれども、ただ、庶民の暮らしはやっぱり苦しいからね、その分は休止をすると。サービス業の県政としてもね。そういう点で反対いたします。

小川委員長 御異議あるので、挙手により採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

小川委員長 挙手多数であります。

よって本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和8年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

市原商工観光労働企画課長 商工観光労働企画課関係の主なものについて御説明します。

資料3ページをお願いします。

事業名、小規模事業支援事業費14億9,217万1千円です。

この事業は、小規模事業者の振興と経営の安定を図るため、商工会や商工会議所が取り組む経営改善普及事業等を支援するものです。具体的には、経営指導員等が行う巡回指導や講習会の開催の実施等に要する経費に助成するとともに、商工会等の青年部・女性部の特色ある取組を継続的に支援するなど、地域の小規模事業者のさらなる活性化を図っていきます。

井上経営創造・金融課長 経営創造・金融課関係の主なものについて御説明します。

資料4ページを御覧ください。

事業名、中小企業金融対策費552億2,982万4千円です。

この事業は、県内中小企業の資金繰りを支援するため、来年度の県制度資金の新規融資枠を700億円とし、必要となる貸付原資の預託などを行うものです。

来年度は、物価高騰や賃上げに対応した保証料率ゼロの経営環境変動対応融資及び経営力強化資金について、今年度大幅に利用が増加したことから、さらなる資金需要に対応するため新規融資枠を拡充します。

また、創業・スタートアップ支援を加速するため、創業支援資金の保証料率引き下げを行い、資金繰りの厳しい創業初期の事業者の負担を軽減します。

工藤工業振興課長 工業振興課関係の主なものについて御説明します。

資料 6 ページをお願いします。

事業名欄の上から 3 番目、おおいた L S I クラスタ構想推進事業費 4, 2 6 7 万 6 千円です。

この事業は、県内半導体関連産業の競争力強化のため、人材育成や受注機会の拡大等の取組を支援するものです。具体的には、半導体関連企業が提供できる教育プログラムをリスト化し、教育機関とのマッチングを行い、出前授業等を実施することで、半導体人材の育成を支援します。

また、展示商談会への出展費用の支援等を拡充することで、県内半導体関連企業の販路開拓を後押しします。

阿部産業 G X 推進室長 産業 G X 推進室関係の主なものについて御説明します。

資料 7 ページをお願いします。

事業名欄の一番上、エネルギー関連産業成長促進事業 2 億 2, 8 2 0 万 5 千円です。

この事業は、県内のエネルギー関連企業や大学、行政機関等で構成する大分県エネルギー産業企業会を中心に、研究開発から人材育成、販路開拓まで切れ目なく支援し、県内エネルギー関連産業の成長を後押しするものです。具体的には、エコエネルギーの普及に必要な地域との共生や、地域の持続的な発展のため、エコエネルギー普及啓発イベントの開催やエコエネルギーを活用したまちづくり事業等への助成を行います。

また、次世代エネルギーの候補の一つである水素については、燃料電池車両の導入や水素充填インフラの整備に対する支援等により、利活用を促進します。

加来先端技術挑戦課長 先端技術挑戦課関係の主なものについて御説明します。

資料 8 ページをお願いします。

事業名欄の一番上、次世代空モビリティ産業促進事業費 5, 9 3 9 万 2 千円です。

この事業は、今後のさらなる成長が期待される次世代空モビリティ産業の振興を図るため、社会実装に向けて挑戦する企業を支援するとともに、機運醸成に取り組みます。具体的には、

次世代空モビリティ産業に関連する技術・製品の開発や空飛ぶクルマを活用した商用サービスの開発に挑戦する県内企業などを支援するとともに、令和 8 年度からは、空飛ぶクルマの県内実装を見据え、新たに離着陸場整備候補地における地盤等の調査を行う企業に対して支援します。

あわせて、県内における社会受容性の向上を図るため、空飛ぶクルマの実機によるデモ飛行を含む機運醸成イベントを実施します。

村上商業・サービス業振興課長 商業・サービス業振興課関係の主なものについて御説明します。

資料 9 ページをお願いします。

事業名、物価高騰対応プレミアム商品券支援事業費 2 7 億 2, 1 0 0 万円です。

本事業は、物価高騰の影響を受ける生活者の家計負担を軽減し、県内消費の下支えによる地域経済の活性化を図るため、市町村によるプレミアム商品券の追加発行の動きに機動的に対応できる環境を整えるものです。昨年 1 2 月に議決いただいた補正予算と同じく、販売する商品券のプレミアム率は市町村が設定することとし、県は 2 0 % のプレミアム相当分と発行等に係る事務費の 2 分の 1 を市町村に対し補助します。

なお、プレミアム部分については、市町村が 1 0 % を上乗せ負担し、計 3 0 % のプレミアム付きで販売する形を目安として考えています。

資料 1 0 ページに令和 7 年 1 2 月補正予算分に係る執行状況等を添付していますので、併せて御覧ください。

小野企業立地推進課長 企業立地推進課関係の主なものについて御説明します。

資料 1 1 ページをお願いします。

事業名、工業団地開発推進事業費 5 億 3, 1 2 5 万 1 千円です。この事業は、企業立地を促進するため、市町村等と連携して工業団地の整備を促進するものです。

不足する産業用地を確保するため、令和 6 年度からの 3 年間で用地整備の加速化期間と定め、市町村等が行う地質調査や進入路などの整備に係る費用について、これまで 2 分の 1 であった

補助率を3分の2に引き上げて支援を実施しており、すでに日田市、中津市などで基本設計や基本計画、日出町では川崎工業団地造成に係る様々な補助を行っています。加速化期間最終年度となる令和8年度も、引き続き集中的かつ迅速に産業用地の確保を促していきます。

佐藤産業人材政策課長 産業人材政策課関係の主なものについて御説明します。

資料12ページをお願いします。

事業名欄の一番下、外国人労働者受入対策強化事業費6,315万2千円です。

本事業は、深刻な人手不足の中、外国人材の受入れと定着を促進し、県内企業の人材確保を支援するものです。具体的には、大分駅ビル、アミュプラザおおいた内に設置しているおおいたジョブステーションの企業向け相談窓口において、在留資格や雇用手续など外国人雇用特有の制度への理解を深めることで、企業の外国人材確保をサポートしていきます。

また、外国人材の就労環境等の整備に取り組む企業や団体に対する補助も実施します。

このほか、外国人材から選ばれる県となるよう、ベトナム、インドネシアなど現地在住の方々に対し、大分県で働く魅力を伝えるため、SNSを通じた情報発信も行っていきたいと考えています。

黒川雇用労働室長 雇用労働室関係の主なものについて御説明します。

資料13ページをお願いします。

事業名欄の一番上、働き方改革推進・支援事業費6,065万6千円です。

この事業は、多様な人材の確保に向け、働き方改革による魅力ある職場環境づくりを後押しするものです。令和8年度は、男性の育児休業取得の促進に取り組む中小企業等への助成を拡充します。具体的には、取得者1人目への支給額を5万円から10万円に、30日以上取得した場合の加算額を3万円から10万円にそれぞれ増額します。また、取得が進まない要因として、周囲の負担増が多く挙げられていることを踏まえ、同僚応援手当等加算最大20万円と20人以下の事業所を対象とした小規模事業所加

算10万円を新設します。

これらの支援策を通じて、1人当たりの最大支給額をこれまでの8万円から50万円に引き上げ、男性の育児休業取得を力強く後押ししていきます。

相本観光政策課長 観光政策課関係の主なものについて御説明します。

資料14ページをご覧ください。

事業名欄上から3番目、地域の魅力を生かした多様なツーリズム推進事業費5,500万5千円です。

この事業は、自然、文化、食などをいかし、本県ならではの多様なツーリズムに関する効果的な情報発信や受入体制整備を行うものです。

情報発信では、本県の豊かな観光資源を堪能することができるアドベンチャーツーリズムやサイクルツーリズムなどの魅力をホームページ、SNS等を活用して効果的に発信します。特にサイクルツーリズムでは、愛媛県と連携して旅行会社等を招聘し、サイクリストの聖地と呼ばれるしまなみ海道サイクリングロードと本県のやまなみハイウェイを周遊するコースの視察ツアーを実施し、消費意欲の高い豪州からのサイクリストの誘致を推進します。

また、受入体制整備では、インバウンドにも対応可能なアドベンチャーツーリズムガイドの育成や国内外のサイクリストを受け入れるための環境づくり等に取り組むことで、繰り返し訪れたいくなる持続可能な観光地域づくりを促進します。

吉野観光誘致促進室長 観光誘致促進室関係の主なものについて御説明します。

資料15ページをお願いします。

事業名欄上から2番目、国内誘客総合推進事業費1億4,508万3千円です。

この事業は、国内誘客及び県内周遊を促進するため、デジタルを中心とした情報発信の充実を図るとともに、教育旅行等の団体誘客、主要圏域別の誘客イベントや商談会によるツアー造成を促進するものです。

デジタルを中心とした情報発信では、本県の各観光関連サイトを統合して観光情報の集約を

図ることで、A I 検索にも強いサイトを構築するとともに、スマホ利用の想定や生成A Iを活用した観光モデルコース作成機能の搭載など、使い勝手の良さも配慮した改修を行います。さらに、デジタルマーケティングの手法を活用し、ターゲットを絞り込んだ効果的な情報発信にも取り組みます。

また、本県の強みである温泉を中心としたプロモーションを実施し、県内市町村と連携した熱海市での温泉PRイベントの実施や関東ローカルのテレビ局とタイアップしたプロモーション、フェリーさんふらわあと連携した温泉周遊PRなどを通じて、広域からの誘客促進も図ります。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 どうもお疲れ様です。

二つ、工業団地と造成。さきほど不足する用地のためにということで説明がありましたけれども、今現在、工業団地を造成することによって引き合いがきているのかどうかというところがまず一つ。

それともう一つはプレミアム商品券の関係で、この10ページを見ると、電子のみが2件、2自治体という意味なんでしょうね。これ、どこかというのは分かるよね。電子のみですから、使っていない方も多いと思うんだよね、高齢者も含めて。だから、そういう対策はどうしたのかな、この市町村は。

あと、利用期間で大分市未定というふうに書いているけれども、説明をしていただければということです。

小野企業立地推進課長 工業団地開発推進事業費について、具体的な引き合い、造成することで具体的にありますかという御質疑でございました。

今、官民連携開発事業を進めておりまして、先行しているのが中津市、それと日田市の公募による選定を、公募期間は一旦終えたんですが、今、事業者の選定等に入っているところもあります。

具体的に申し上げますと、日田市については公募期間内に、これは公表されていますが、長野県の株式会社d-ネクストという開発事業者が開発主体として決まりました。そして、お話を聞いていると具体的な企業の存在が確認されております。ですので、我々としては早期に地元説明会を終えて、開発、造成の着手に進むように官民連携で進めてまいりたいと考えております。

もう一つ、中津市も公募期間を一旦終えたんですが、ここは開発企業による関心表明書は1社出されましたが、具体的な開発の提案書の提出はございませんでした。なので、これからは引き続いて具体的な進出企業と開発事業者セットで開発にかかるというふうに進めてまいりたいと思っております。

それから、日出町の川崎工業団地で、具体的な入居者企業の問合せが6社ほどあっているんですが、具体的な入居の提案というか、企業からのここを購入したいというお話にはまだ至っていないということで、ここは造成がほぼほぼ完了しつつあるので、引き続きの企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

村上商業・サービス業振興課長 プレミアム商品券の件についてでございます。

まず、一つ目御質疑いただきました電子のみの市町村でございますけれども、これは日田市と玖珠町になります。日田市と玖珠町については、日田市はひたpay、そして玖珠町はくすPayというものの導入を既にしておりまして、ひたpayがいつからというのは、ちょっとすみません、記憶にないんですけれども、もう導入してかなり経っております。コロナ禍の頃からあったことを記憶しております。

また、くすPayも導入してもう2年以上経っておりますので、だいぶ町民に浸透してきたというところもございます。そういった日田市、そして玖珠町の行政の事務手続上の都合もございますので、それで今回電子というところになりました。

ただ、委員御指摘いただいたとおり、やはりなかなか電子ということになりますと、高齢者

の方、若しくはデジタルにどうしても詳しくない方もいらっしゃると思いますので、そういった方向けには、日田市、玖珠町それぞれに相談窓口を設置し、随時、御相談に対応しているというところでございます。

そういった、誰でも使えるという体制を設けてもらえるように、我々からも随時お願いをしているところでございます。

もう1点、大分市でございますけれども、これ、まだちょっと、いつ頃公表になるか我々もちょっとまだお知らせいただいていないところではございますけれども、予算自体は12月の市議会の方で出ておるんですけれども、市議会で議決をいただいているんですけれども、具体的な利用期間等はまだ公表されていないという状況でございます。

堤委員 となると、大分市の場合、それは2月補正か何かで組んだのかなと思うんですけども、今度また令和8年度当初予算で出るわね。これとの関係で、大分市は二つ合わせて一緒にやろうという腹にしているんやろうかなと、それはもう全く分かんないし、我々は大分市に住んでいるから、どういう方が使えるかなというのもやっぱりありますからね。そこら辺の情報でもし分かれば教えていただきたいのと、工業団地の方、仮に進出してくるじゃないですか。そうすると企業立地補助金があるよね、常用雇用何名以上とか。そうした場合、その企業が補助要項に該当すればそれも出すということでもいいのかな。

村上商業・サービス業振興課長 大分市の件についてでございます。

まだ大分市については、この当初予算の件、公表されて1か月以上になるんですけれども、まだ特に何ら御反応をいただいているというわけではございません。また、今後いろいろ検討されると思います。また、大分市自身も水道料金の減免とか、若しくは子育て応援の支給とかも検討されているようでございますので、そういったのも併せて、今後大分市の方で施策を検討されるのかなと思っております。

小野企業立地推進課長 まず、支援制度ですが、

工業団地開発推進事業費、これに充てるのは官民連携で行う開発事業者に最終的に交付する形で、県は市町村、市町村が上乘せした形で開発事業者に交付というような事業でございます。当然その先に、入居企業に対する企業立地促進補助金などのメニューがございます。（「分かりました」と言う者あり）

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、これよりさきほど審査した労働委員会関係部分とあわせて採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

堤委員 労働委員会は別に反対するものじゃないんですけども、商工の関係でも、全部が全部反対というわけではありません。当然、中には、さっき言った企業立地補助金だとか、本来、大企業っていうのは補助金があろうとなかろうと、その立地条件、労働条件、いろんな条件でやっぱり出てくるわけですから、それに今、全国的にもこういう補助金というのは付けているところもあれば、だんだんなくしているところもあるわけですから、そういう予算があれば暮らしとかそういうところに回すという立場から、これには反対いたします。

小川委員長 御異議があるので、挙手により採決します。本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

小川委員長 挙手多数であります。よって本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第5号議案令和8年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

井上経営創造・金融課長 資料の１６ページを御覧ください。

第５号議案令和８年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算について御説明します。

中小企業設備導入資金特別会計は、中小企業者が連携・共同して経営基盤の強化に取り組む事業に対し融資を行う高度化資金の貸付事業に係るものです。

表の左から２列目、予算額（Ａ）欄の一番上にあるとおり、本特別会計の歳入歳出予算額は、５，０２８万５千円です。

続いて、１７ページをお開きください。

事業名欄の一番上、高度化資金貸付金１，６７８万２千円は、中小企業者の集団化、事業共同化など、高度化事業を進めるための資金を融資するものです。

具体的には、九州各県のガス会社で構成される事業協同組合が、地震対策として耐震性の高いガス管などに取り替える事業に対し、その事業費の一部を貸し付けるものです。

次に、その下の償還金５８万３千円及びその下の繰出金２，９４０万円は、高度化資金の貸付先である事業者からの償還金について、中小企業基盤整備機構への償還及び県の一般会計への繰出しを行うものです。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 高度化事業資金の関係、これ、以前同和関係で一番最初にできたとき、高度化事業資金ということで実際の貸付けがあって、いまだにその返済が続いているという状況があるんだけれども、これとの関係はどうやったかな。

井上経営創造・金融課長 この資料の１６、１７ページとの関連ということでよろしいですか。

（「はい」と言う者あり）この１７ページを御覧いただきますと、さきほど申し上げた上から２行目と３行目に償還金と繰出金というのがございます。さきほどおっしゃられました、いわゆる収入未済の延滞金の部分の回収があったものについて、この償還金、いわゆる返済があったものを中小企業基盤整備機構に一定額返還する

ものと、一番下の繰出金、県の一般会計に戻すもの、この二つに反映されてくるということになりますので、結論から言いますと、さきほどおっしゃった償還がもしあれば、この償還金と繰出金に反映されてくるという関係性になっております。

堤委員 かなり以前からずっと、ほとんどしょうがないような状況の中で、残債的にはいくら残っているの。

井上経営創造・金融課長 今年度末の見込みの収入未済額が、元金と違約金部分全てをトータルしまして、貸付先としては６先、金額としては８億８千万円余りが残っているという状況でございます。

堤委員 償還事務だから別にこれ反対はしませんけれども、今はまた制度的に状況が違って来るから、そういうときの、やっぱり一番最初に貸し付けるときの、そういうずさんな貸付け、これがいまだにずっと残ってきているっちゃう状況もあるわけやから、そういうのはもう今、当然ないでしょうけれども、そこら辺も肝に銘じてこれからの事務をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第３１号議案大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の廃止について、執行部の説明を求めます。

井上経営創造・金融課長 資料１８ページを御覧ください。

第３１号議案大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の廃

止について御説明します。

1 基金の概要ですが、新型コロナの影響を受けた中小企業の事業資金の調達を支援するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、県制度資金の信用保証料補助の原資として、令和2年10月に設置したものです。

次の2基金の廃止についてですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金管理運営要領により、令和2年度予算を原資とした交付金の対象事業の期間は、令和7年度末までと規定されており、また令和7年度末に基金残高がゼロとなることから、基金の廃止を提案するものです。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別に質疑もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第32号議案大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

相本観光政策課長 資料19ページを御覧ください。

第32号議案大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明します。

1 条例の概要ですが、この条例は大分県立別府コンベンションセンターの設置目的や利用料金、指定管理者が行う管理業務等の基本的事項について定めているものです。

今回改正する利用料金についてですが、条例では上限額と下限額を定めており、指定管理者

がこの範囲内で、県と協議の上、設定する仕組みとなっています。

次に、2改正理由です。近年の人件費や物価の高騰を踏まえ、指定管理者が機動的に料金改定を行えるよう、利用料金の上限額を使用料の平均改定率6.7%と同等に引き上げるものです。

3改正内容（抜粋）を御覧ください。こちらの表では、利用料金の一部を新旧対象形式で記載しています。例えば、黄色でハイライトをしておりますが、国際会議室を午前に利用する場合、改正前の上限4万3,200円を4万6,100円に引き上げるものです。

4施行日は、本年4月1日を予定しております。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 ごめん、ちょっと聞かせて。これ、現行料金がもうそういうところ変えていますよね。これは上限額が上がることによって、県とさっき協議をするって言ったけれども、方向性となればどういう方向になりそうなんですか。やっぱり上がるという方向。

相本観光政策課長 現時点において指定管理者から直ちに料金を上げたいという相談は受けていませんので、昨今の状況等を踏まえて、今後相談がある可能性はありますが、現状、すぐ上がるようなことにはなっておりません。

堤委員 この前、小さい会議室で会議したんですけど、そういうところの会議室の料金っていうのは変わらず、この二つだけが変わるということで認識は良かったの。

相本観光政策課長 ここにはこの二つしか記載していませんが、全ての料金が一律6.7%程度上がるということになっております。

堤委員 それは困るでしょう。はい、分かりました。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

堤委員 さきほどの理由と一緒にです。使手料条例と一緒にです。小さいところ上げんでよかろうと思うけど、本当は。

小川委員長 御異議があるので、挙手により採決します。本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

小川委員長 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。①について報告をお願いします。

市原商工観光労働企画課長 資料20ページを御覧ください。

おおいた産業活力創造戦略2026の策定（案）について御報告します。

当部では、大分県中小企業活性化条例第20条に基づき、中小企業振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、本戦略を毎年策定しています。策定期間は当初予算に合わせており、第1回定例会の常任委員会で御報告した後、令和8年度当初予算の成立後に公表することとしています。

戦略では、国が掲げる強い経済の実現に向けて、中小企業振興の基盤となる持続的な賃上げの実現に向けた環境整備に取り組むとともに、長期総合計画安心・元気・未来創造ビジョン2024の実現を加速させるため、事業者の元気創出、産業の未来創造に掲げる取組を力強く進めてまいります。

とりわけ、大分県の最低賃金が全国2番目の引上げ額となったことも踏まえ、県内企業が持続的に賃上げをできる環境整備のための支援策

を賃上げ支援パッケージとして整理し、積極的な情報発信を図り、賃上げをさらに後押しすることとしています。

今後は、年度当初から実施する500社企業訪問などを通じて、本戦略を事業者の皆様周知し、各施策の活用促進を図ることで、さらなる中小企業の活性化に努めていきます。

なお、本戦略の全体についてはSide Booksの委員会フォルダ内に格納していますので、後ほど御確認いただければと思います。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別に質疑もないので、次に②と③について報告をお願いします。

相本観光政策課長 資料21ページを御覧ください。

宿泊税に関してです。前回の当委員会において、大分県観光振興財源検討会議からの報告書の内容については御説明したところですが、それを基に庁内の関係課と詳細な制度設計について検討を重ね、制度案について、この度パブリックコメントを実施することにしたので、御説明します。

まず、1宿泊税制度の内容についてです。報告書の内容を基にしています。課税対象は宿泊施設への宿泊行為に対してであり、納税義務者は宿泊者、宿泊料金については、税抜の素泊まり料金となり、食事付きの料金の場合は、食事代を除いた金額となります。その宿泊料金5千円未満が1人1泊100円、2万円未満が200円、10万円未満が500円、10万円以上が2千円とする税率、免税点は設けず、課税免除は教育旅行のみとすることなどは報告書の内容を基にしております。

徴収方法は宿泊事業者が特別徴収義務者となる特別徴収であり、宿泊事業者が原則として毎月末日までに前月1日から末日までの宿泊税を

申告・納入することとしています。

また、罰則について、特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪、帳簿の記載義務違反等に関する罪、納税管理人に係る不申告に関する過料を規定します。

さらに、宿泊事業者に対する特別徴収報償金として、納入した税額の2.5%を事業者へ交付します。

次に、2宿泊税の運用についても、前回の説明のとおりになりますが、役割分担や使途の明確化など、具体的な内容につきましては、パブリックコメントと並行して引き続き宿泊事業者との意見交換会を行うとともに、市町村とも協議を重ね、制度設計を固めていきます。

次の22ページを御覧ください。

3宿泊税市町村交付金制度についてです。市町村への7割の配分の算定方法や交付の方法など、具体的な内容については、今後市町村と協議の上、詳細を固めていきます。

次の4その他について、まず特別徴収義務者である宿泊事業者への支援として、制度導入に伴い宿泊事業者が実施するレジシステムの改修や自動精算機の導入等に係る経費については、県が今後、補助制度を創設したいと考えています。また、周知・広報については、市町村と連携し、チラシ・ポスターや各市町村の広報誌、各種メディア、SNSなどを通じて情報発信・周知を図っていききたいと考えています。

最後に、5今後のスケジュールですが、今説明した内容について、今月24日火曜日から来月24日金曜日までの1か月にわたり、パブリックコメントを実施します。あわせて、24日から県内15か所にて宿泊事業者との意見交換会を行い、事務負担の軽減や県からの支援、また具体的な使途等について御意見をいただきたいと考えております。

引き続き、県民や宿泊事業者、市町村の声を丁寧に聞き、詳細な制度設計を行い、第2回定例会に条例案を提出できるよう準備を加速してまいりたいと考えております。

吉野観光誘致促進室長 ③観光誘致の状況について、御説明します。

23ページをお開きください。

まず、国内誘致の現状ですが、県の統計調査の速報によると、県内延べ宿泊客数は、前年比5.4%増の約537万人、うち日本人宿泊客数は3.4%増の約417万人と堅調に推移しています。

その下にあります現状と課題のところですが、別府・由布院だけではなく、県内全域への周遊や滞在期間の延伸を図ることを目下の取組のポイントとしておりまして、今年度は、県内を周遊する導線づくりの一環として、お手元に冊子をお配りしておりますが、温泉ガイドブックおおいた湯めぐりを作成したところです。

また、夏は暑さで観光客が減少傾向にあり、風連鍾乳洞や飯田高原など涼しく過ごせるスポットをいかにPRするかが課題となっております。そこで、令和8年度はさきほど予算案の説明の中でも申し上げましたが、以下のような取組をしていきたいと考えております。

(1)ですけれども、関東の温泉ファンが集う熱海駅前で、現在検討中ですが関東ローカルテレビ局とタイアップした露出イベントを5月頃に実施し、温泉地でおんせん県がPRという話題性で本県の認知度を高めたいと思っております。

それから(2)、引き続き別府・由布院だけでない魅力的な温泉地への誘導を図ります。①はさきほどの関東ローカルテレビ局とタイアップして、ここでも本県の温泉コンテンツのPRを強化したいと思っております。②はさんふらわあと連携したさきほどの温泉ガイドブックを船内で乗船客に直接PRして、県内の周遊を図りたいと考えております。

(3)としては、温泉旅行嗜好者層にターゲットを絞ったSNS上のターゲティング広告を行い、次はおんせん県にもおいでをキーワードに誘客を進めてまいります。また、前述のテレビ局とタイアップした番組を動画で二次利用し、効率的な情報発信も行いたいと思っております。

一番下(4)、さらにもう一つの切り口として、先般の2月補正で議決していただきましたけれども、クールサマーinおおいた推進事業

において、ガイドブックを作成し、県内で涼しく過ごせるスポットを国内外の旅行会社にセールスし、商品造成を図りたいと思っております。

このような取組を通じて、ターゲットや時期を見据えた効果的な誘客を図っていきます。

24ページをお開きください。

インバウンド誘客の取組について御説明します。

令和7年の外国人宿泊者数は、県の統計調査の速報値で、前年比12.7%増の120万人となっており、こちらも順調に推移しています。この流れをいかし、本年度の戦略国8地域の取組について、お手元の資料から抜粋して御説明いたします。

まず、①韓国についてです。対前年比3万3千人増の約54万人で、オンライン旅行会社やレンタカー会社等とタイアップしたプロモーションの実施に加えて、テレビショッピング等を通じたツアー商品の紹介、それからオルレを核にした誘客などで、県の活動により約1万3千人の誘客が実現したところです。

②台湾については、先般の今吉議員の一般質問における知事答弁のとおりですが、他にも、学校交流を誘致し、昨年の7件を上回る11件の交流が実現し、台湾からの要望の多い、小中学校を含めた学校交流の推進も図っていきたいと考えているところです。

③中国については、年度前半は好調に推移し、後半は落ち込んだものの、対前年比32.6%増となりました。日中情勢の変化のために、現地中国本土での活動を強化し、上海でインセンティブセミナーの開催を行い、日系大手商社の現地スタッフ200人のインセンティブツアーが催行されたところです。引き続き、外部環境とのバランスを見ながら堅実に進めていきます。

⑥欧州については対前年比58.4%増と大きく伸びたところです。職員の地道なセールス活動により、発掘した旅行会社を本県の視察ツアーに招聘し、帰国後に商品化されるなど英独で22本のツアーが造成されました。

また、⑦米国については、ツアー造成の可能性が高い旅行プランナーへセールスを行った結

果、4社約260人の誘客が実現しました。今月出展した旅行博でも、このうちの1社が御厚意で本県のブースに参加し、ツアー商品を販売してくれるなど、関係が強化されています。今後もこうした旅行プランナーとの関係構築をしっかりと図ってまいります。

今後も、引き続き旅行会社へのセールスコールを強化し、各市場のニーズを捉えた観光コンテンツを提供し、魅力的な商品の造成、さらなる誘客に取り組みます。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

御手洗委員 宿泊税に関してなんですけれども、やっぱり市民の方から民泊の部分がなかなか難しいのではないかとということで、ここを見ると届出等が必要なんですけれども、現実的には空き家を買収取って週末だけ鍵を貸すような形を実際見たという話も聞いていますので、この宿泊税の導入に関連して、民泊の部分の実態はどうかと、今後どういうふうに改善していくのかとあれば教えていただきたいと思います。

相本観光政策課長 県内には旅館業法上の許可の宿と、いわゆる民泊が、ともに千軒ずつぐらい、登録許可、届出の数がございます。民泊については、おっしゃられるように毎日誰が泊まっているのか分からないといった声を聞くこともございますので、当然、宿泊税を納めていただく特別徴収義務者全て対象になりますので、しっかりそういったところを調査していく必要があるかと思っています。

また、一部のヤミ民泊と呼ばれるような事象もある可能性もございますので、併せてそういったことをしっかり調査して、それに当たっては許可を持っている生活環境部、また、大分市の保健所等と連携しながら、県警にも御協力をお願いして、しっかり事前にそういった宿泊施設、民泊施設の調査を行った上で、適正に課税ができる体制を取っていきたいと考えています。

御手洗委員 ありがとうございます。

そういうところをきちっとやるのも選ばれる理由の一つになると思いますので、引き続きよ

ろしくお願いします。

堤委員 今の関係で、これ、毎月申告になるよね。事務量とすればかなり大きいと思うわね。負担になると思うんだけど、そこら辺の何か簡易な申告とか、何かそういうのを考えてんのかなというのが一つ。

さっき吉野室長の観光の関係で、ホーバークラフト、周遊はしているけれども、せっかくホーバーというのを持っているのに、一切こちらに出てこないような状況で、外国の人たちに利用してもらおうとか、そういうふうな方向性というのにも必要じゃないかなと思うんだけど、そこら辺考えがあれば聞かせてください。その2点。

相本観光政策課長 まず、宿泊税の導入方法等についてお答えいたします。

宿泊税額の年間の納税額が一定定額以下の場合、具体的な金額はまだちょっと決まっておりますが、3か月に一度まとめて納入できる仕組みがございます。ただ、これ、あくまで1年たって、実際の額の目安が分からないといけませんのですのですぐにはできないんですけれども、1年間たって、例えば300万円未満とか500万円未満の場合は、3か月に一度の納入ってことで事務を軽減、言ってみれば、小さい宿に対しての負担軽減になる方法はございますので、そういったことも導入された後は周知していきたいと思っています。

吉野観光誘致促進室長 御質疑ありがとうございます。

ホーバークラフトに関しましては、トラフィックツーリズムといいますか、意外と電車も含めて、フェリーさんふらわあに関してもそうなんですけど、そういった公共交通機関を使いたい、そして、それに特別な価値を見いだすツーリズムもございます。

実はこういった、我々がセールス活動で八つの国と地域を回っているんですけれども、その際には必ず資料の中にホーバークラフトを入れて、大分空港に着いた場合は、これが世界で2個しかない航路です、日本では1個しかありませんという形のPRはさせていただいております。

す。

ただ、惜しむらくは、ホーバークラフトの台湾便と韓国便との接続が余りよろしくないところがございます。ですから、もちろん東京経由で大分に来られる方に対しては、どうぞ使ってくださいという形をしています。大分第一ホーバードライブ株式会社でも、今、ダイヤグラムについては一生懸命考えてくれているところもありますので、我々としてもしっかりとそこは誘客の一つのコンテンツだと思って宣伝してまいりたいと思っております。

堤委員 是非、ホーバークラフトは赤字にならないようにせんと、県が出さんと言うけん。多分これ、県税事務所が扱うことになりますよね。そうしたときに、昔は料飲税で調査もかなり県税事務所が回りよったんやけれども、今回の場合、かなり徴収吏員に対して負荷がかかると思うんよね、将来的にはね、やっぱり調査に入ったりするんでしょうから。そこら辺の人員の増とかは考えているんですか。

相本観光政策課長 堤委員がおっしゃるように、実際徴収が始まりますと、税務担当職員の負荷はかかってくると思います。それについては、また今後、税務課、総務部としっかり協議しながらやっていかないといけないと思っておりますし、現時点で具体的にどのぐらい人数が本当に必要かというのも、まだ正直分かっていない状況ではありますので、来年、早いうちに導入を目指していく段階に向けて、もう早期に税務担当部長とも、内々には話は始めておりますけれども、しっかりと協議して、間違っても取り損ねのできるだけない体制が取れるように、しっかりとやっていきたいと思っております。

堤委員 取り損ねはいいんやけど強権的な税務調査がな。総務部やけん直接関係ないんだけど、ひどい調査はするなって言っておいて。よろしくお願いします。

渡辺観光局長 御心配ありがとうございます。取りっぱぐれもよくないというふうには思っております。昔の料飲税のときと比べて、世の中がだいぶ変わってきております。DX化等も進んできておりますので、昔と同じ手間がかかる

かという、そういうわけでもないのかなと感じております。

それからまた、今回の宿泊税については、全国の都道府県、それから市町村で先に導入しているところがたくさんありますので、そういったところの例を参考にしながら、今後の制度設計、その徴収の在り方について、総務部と検討していきたいと考えております。

志村委員 温泉ガイドブックおおいた湯めぐり、すばらしいものを作ってくださいました。ちょっと基本的に聞きたいんですけども、県下津々浦々と書いていますけれども、これに載っていないところは、さらに詳細な情報はこちらというQRコードで載っているんですかね。それを具体的にどういうところに載っているかを教えてください。

それから、このツーリズムおおいた、来年度は県庁内にあるんですかね。ガイドブックの住所が高砂町のOASISひろば21の3階になっているんですけども、これはいかがなもんですか。

それともう一つ。ほかの県でもそうですけれども、やっぱり土日に連絡する人っていうのも結構いると思うんですよ、我々もそうですけれども。これ、土日を除くっていうことで、ほとんどの観光協会もそうなんですよ。ところが臼杵市辺りは観光協会は土日も開いてるんですよ。だから、土日も対応できるような機能を有すべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

吉野観光誘致促進室長 御質疑ありがとうございます。そこに載っていないところとか、今のところまだ申請がございませんのであれなんですけど、実はその冊子はあまり枚数を刷っていません。というのは、今、旅行者はスマートフォンなどのデジタルデータで旅を回る状況になっております。

ですから、実はそれはセールス用のツールとしてほとんど使っております。例えば海外とか国内の旅行代理店向けにセールスするときにも、こんなのがありますよという説明がしやすいので、そのためのパンフレットということで、個

人旅行者の皆さんに使っていただきたい部分は、Webサイトの方へ誘導しております。そこに載っていないものに関しましては、Webサイトで追加できるようなシステムを構築しておりますので、言っていただいたら順次どんどん載せていきたいと思っております。

それと、住所の件でございます。4月からは確におっしゃるとおりでございますので、4月から出す分に関しては住所は当然変えて出させていただきます。ただ、これまでのところはそうだったということで御容赦いただきたいと思います。

それと、土曜日、日曜日の対応に関しましては、委員御指摘のとおりだと思っております。ですから、Webサイト等でそういった問合せがあったときにしっかり答えられるような形というのもし、今後検討していきたいと考えております。今、サイトの統合ということで令和8年度予算に計上しているところでございますので、そういったものの中で少し検討させていただければと思っております。

志村委員 温泉といえば、例えば竹田市の花水月ですとか、臼杵市も実は温泉掘りましてね、温泉出ているんですよ。そして、もう一つ、冷泉も一つありまして、これは民間活力開発機構が発行した温泉と健康という、全国の温泉をリストアップしたすばらしい冊子があるんですよ。それに実は載っております、六ヶ迫温泉といいまして、胃腸にいいということで、そういうところもありますが、今おっしゃったように、申請というのはどこからどういうふうに申請しなくちゃいけないのか。関係を掘り起こすためにどうしたらいいのか、アドバイスを市町村にいただいたらいいと思うんですね。

吉野観光誘致促進室長 ありがとうございます。早速そういったところを、また臼杵市、竹田市の観光協会や市役所にもお話を聞いて、どんどん入れていきたいと思っております。

(「よろしくお願いします」と言う者あり)

三浦委員 すみません、宿泊税に関して一つだけ教えてください。

これ、宿泊税なんですけど、ショートステイの

場合はどういう扱いになるのでしょうか。例えば二つあります。大きな国際空港の近くは時差ぼけ解消のためにショートステイなんかさせてくれるんですよね。昼間だけ何時間オーケーとか。そういう場合の税金はどうするのかと。

もう、ぶっちゃけた話、ちょっとあれなんですけれども、私、大分市の三川って地域なんですけど、あの辺、ショートステイ専用のホテルがいっぱいあるんですよ。ああいう場合ってどうなるんやろな、ちょっと純粋な疑問なんですけど。

相本観光政策課長 基本的にはあくまで宿泊税ですので、基本的には宿泊事業者、いわゆる宿泊施設と客との間に宿泊契約を結んだ形というのが大前提になりますので、宿泊、ショートステイの場合は多分宿泊契約という形にならないと思いますし、他の先行事例の場合でいいますと、いわゆるラブホテルの場合は、休憩はあくまで休憩、宿泊をされた方は宿泊で、長時間休憩を夜間されるような場合には、日をまたいで6時間を超えたものを宿泊とみなすというようなのが、先行自治体の例にはなっておりますので、本県でもそういった形になろうかとは思っております。基本的に日中の滞在は、宿泊を伴わないので対象外、夜間のいわゆる短時間の場合も、6時間というのが一つの目安になろうかとは思っております。（「分かりました。ありがとうございます」と言う者あり）

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別がないので、これをもって商工観光労働部関係の審査を終わりますが、ここで一言、私から御礼を申し上げます。

〔小川委員長挨拶〕

〔小田切商工観光労働部長挨拶〕

小川委員長 ありがとうございました。

これをもって商工観光労働部関係の審査を終わります。執行部の皆さん、委員外議員の皆さんはお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後、協議を行うのでこのままお待ちください。

〔委員外議員、商工観光労働部退室〕

小川委員長 これより内部協議に入ります。

予定されている案件は終わりましたが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別がないので、最後に私から一言御挨拶申し上げます。

〔小川委員長挨拶〕

小川委員長 これをもって、商工観光労働企業委員会を終わります。

お疲れ様でした。